

平成25年7月30日  
消 防 庁

## ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）に対する意見募集

消防庁は、ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）の内容について、平成25年7月31日から平成25年8月29日までの間、意見を募集します。

平成24年5月に広島県福山市において死者7名、負傷者3名が発生したホテル火災の教訓を踏まえ開催された「ホテル火災対策検討部会」の報告書が、今般、取りまとめられ、そこで「ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する建物の火災による惨事を防止するためには、利用者に対して消防関係法令の適合状況に加え、重要な建築基準への適合性の情報を提供し、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことが必要であり、そのためには、平成15年度まで実施していた「旧適マーク制度」を再評価し、その点検項目を基本として新たな制度を構築する必要がある」と提言されております（ホテル火災対策検討部会報告書については、消防庁ホームページに掲載しております。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h25/hotel\\_kasaitaisaku/05/shiryo\\_05\\_05\\_3.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/hotel_kasaitaisaku/05/shiryo_05_05_3.pdf)）。

この提言を受け、消防庁においては、防火上一定の法令基準に適合している「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度」の構築の準備を進めているところですが、より実効性のある制度を構築するため、パブリックコメントの実施についても併せて提言されているところです。

ついては、別紙に示す「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）」について、広く国民の皆様からの御意見を募集いたします。

## 1 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
  - ・ 別紙1「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度について（案）」を御覧ください。
- 意見募集要領
  - ・ 別紙2「意見募集要領」を御覧ください。

## 2 意見募集期間

平成25年7月31日（水）から平成25年8月29日（木）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 3 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見等については、内容を検討した上で、「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度」を作成する際の参考にさせていただきます。



（事務連絡先）

消防庁予防課 伊藤（要）補佐、斉藤（貴）係長、岩佐事務官  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533

## ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）のご意見募集について（概要）

平成 25 年 7 月  
消 防 庁 予 防 課

### 【意見公募の背景】

平成 24 年 5 月に広島県福山市において死者 7 名、負傷者 3 名が発生したホテル火災の教訓を踏まえ、開催された「ホテル火災対策検討部会」の報告書が、今般、取りまとめられ、そこで、「ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する建物の火災による惨事を防止するためには、利用者に対して消防関係法令の適合状況に加え、重要な建築基準への適合性の情報を提供し、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことが必要であり、そのためには、平成 15 年度まで実施していた「旧適マーク制度」を再評価し、その点検項目を基本として新たな制度を構築する必要がある」と提言されております（ホテル火災対策検討部会報告書については、消防庁ホームページに掲載しております。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h25/hotel\\_kasaitaisaku/05/shiry\\_o\\_05\\_05\\_3.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/hotel_kasaitaisaku/05/shiry_o_05_05_3.pdf))

この提言を受け、消防庁においては、防火上一定の法令基準に適合している建物に対する「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度」の構築の準備を進めております。

### 【意見公募の趣旨】

「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度」の概要については、報告書において、別紙 1「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）」のとおり取りまとめられておりますが、より実効性のある制度を構築するため、パブリックコメントの実施についても併せて提言されているところです。

ついては、別紙に示す「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）」について、広く国民の皆様からの御意見を募集いたします。

なお、いただいた御意見等については、内容を検討の上、今後「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度」を作成する際の参考にさせていただきます。

### 【意見募集対象及び意見募集要領】

- 意見募集対象
  - ・別紙 1「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）」を御覧ください。
- 意見募集要領
  - ・別紙 2「意見募集要領」を御覧ください。

### 【意見募集期間】

平成 25 年 7 月 31 日（水）から平成 25 年 8 月 29 日（木）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

### 【今後の予定】

皆様からお寄せ頂いた御意見等については、内容を検討した上で、「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度」を作成する際の参考にさせていただきます。

## ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）

### 1 目的

ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する建物の防火管理体制の重要性にかんがみ、ホテル・旅館等関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置及び維持管理を促進するとともに、その情報を住民に公開するため、防火上一定の基準に適合している建物について、その旨の「表示」を行う。

### 2 対象

収容人員が30人以上、かつ階数が3以上の、ホテル・旅館等又はホテル・旅館等を有する複合用途の建物

その他の建物（階数が2以下のホテル・旅館等）については、消防機関において地域実情に応じて実施可能。

### 3 対象の選定理由

- ・不特定多数の者が利用する就寝施設であること。
- ・利用者が、その地域の住民に限らず全国であり、建物の防火安全に関する情報を有していない場合が多いこと。

### 4 表示基準（点検項目）

- ・防火管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・建築基準法令基準（構造・防火区画・階段）に適合していること。

### 5 表示マークの掲出

- (1) 消防長又は消防署長は、ホテル・旅館等の関係者の申請により、必要に応じて表示のための立入調査を行い、表示基準に基づく審査により適合していると認める場合は、その旨を関係者に通知する。
- (2) (1)の通知を受けたホテル・旅館等の関係者は、当該建物及びホームページ等インターネット上において「（仮）防火基準適合証（銀）」を掲出することができる（別添）。
- (3) 3年間継続して、表示基準に適合していると認められた場合は、「（仮）防火基準適合証（金）」を掲出することができる（別添）。
- (4) 表示マークの有効期間は、「（仮）防火基準適合証（銀）」は1年間、「（仮）防火基準適合証（金）」は3年間とする。
- (5) 表示基準の審査においては、防火対象物定期点検報告や消防用設備等点検報告等現在の各種制度を活用する。また、「防火対象物の点検及び報告の特例認定」の検査を行う場合、可能であれば当該表示基準の適合状況の確認も併せて実施する。
- (6) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当するホテル・旅館等の関係者は、表示マークを掲出することができないものとする。
  - ・火災が発生した建物（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものについては除く。）
  - ・立入検査等によって表示基準に適合しないことが明らかとなった建物

## 6 表示マークの再掲出

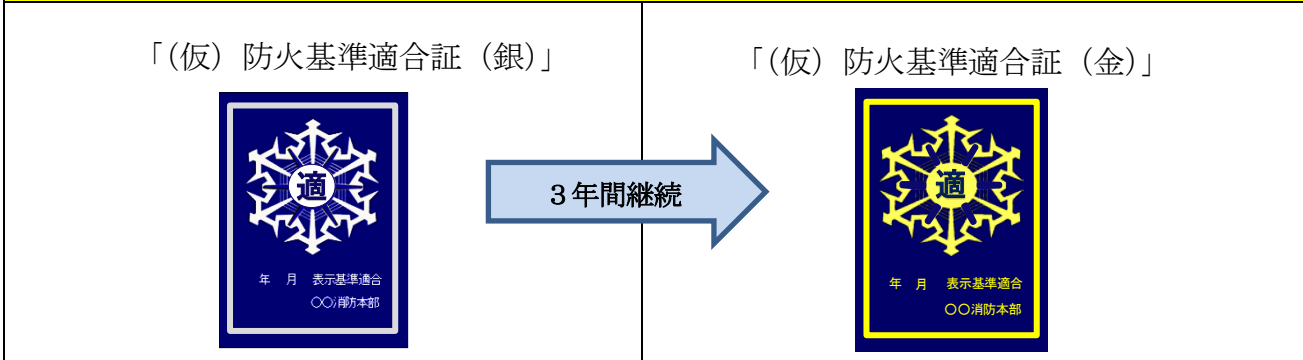
5の規定により表示マークの掲出ができなくなった建物において、その後の立入検査等によって所要の是正措置がとられたと認められ、かつ、違反が繰り返されるおそれがないと判断される場合には、表示マークを再掲出できるものとする。

なお、「(仮)防火基準適合証(金)」を掲出していた建物について、表示マークを再掲出する場合は、「(仮)防火基準適合証(銀)」を用いなければならない。

## 7 その他

- (1) 対象とならない建物(階数が2以下のホテル・旅館等)については、対象外であることが利用者に分かるよう情報提供を行うものとする。
- (2) 現在、消防法に基づき一定規模以上の特定防火対象物において実施している「防火対象物定期点検報告制度」の表示については現行通りとする。  
また、防火対象物定期点検報告制度に該当しないホテル・旅館等を対象とした「自主点検報告表示制度」については廃止するものとする。

## ホテル・旅館等に対する新たな表示



有効期間	1年間	3年間
------	-----	-----

- 申請により、審査項目に適合していると消防長又は消防署長に認められた場合「(仮) 防火基準適合証 (銀)」を掲出することができる。
  
- 3年間継続して、表示基準に適合していると認められた場合は、「(仮) 防火基準適合証 (金)」を掲出することができる。

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

- ・別紙 1 「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度について（案）」

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる「新たな表示制度（案）」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認のご連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

## (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[fdma-yobouka119@soumu.go.jp](mailto:fdma-yobouka119@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

## (2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

### （3）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期限

平成25年8月29日（木）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

新たな表示制度に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。